

衆議院法務委員会ニュース

平成 21.11.17 第 173 回国会第 2 号

11 月 17 日（火）第 2 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・千葉法務大臣、加藤法務副大臣、中村法務大臣政務官及び高井文部科学大臣政務官に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

棚橋 泰文君（自民）

- ・千葉法務大臣が過去に行った北朝鮮による日本人拉致の実行犯である辛光洙の釈放要望書への署名は撤回すべきだと考えるが、法務大臣は署名を撤回する気があるのか。
- ・鳩山内閣総理大臣の税務処理問題等については、憲法第 75 条により総理は自らの同意がなければ起訴されないものであるから、国民の前で徹底的に説明すべきだと思うが、法務大臣はその旨を総理に進言するつもりはないのか。

稲田 朋美君（自民）

- ・「日本列島は日本人だけのものではない」との鳩山総理の発言及び外国人参政権の付与について、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官それぞれの所感を伺いたい。
- ・不法滞在者に対する法務大臣の退去命令について最高裁判所が退去命令を認める判断をした後に、法務大臣が在留特別許可を与えた事例において、どのような調査を実施し、またどのような事情を斟酌したのか。
- ・いわゆるアムネ스티政策（入国の経緯を問わず、一定の条件で在留資格を与える政策）を、法務大臣は採用する考えはあるのか。

馳 浩君（自民）

- ・オウム真理教について、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官それぞれの所感を伺いたい。
- ・オウム真理教は、過去においても現在においても「テロ集団」とであると認定してよいのか。また、いわゆる「団体規制法」を見直し、テロ対策の柱として位置付けるべきではないか。さらに、テロ防止のための一般法を制定する必要はないか。
- ・「団体規制法」の報告義務事項（第 5 条第 2 項及び第 3 項）に「収支状況」及び「集会の事前又は事後の報告」を加えるべきではないか。加えて、報告がなされなかった場合等について罰則を設けるべきではないか。また、住民による監視団体を国が支援する規定を設けるべきではな

いか。

- ・松本智津夫死刑囚の死刑執行命令書に法務大臣が署名をするのか確認したい。併せて、死刑制度に対する法務大臣の所感を伺いたい。

神崎 武法君（公明）

- ・検察庁法第 14 条の指揮権の趣旨及び性格について、法務大臣の認識を伺いたい。
- ・公訴時効の見直しについて、7 月の法務省内勉強会の最終報告と法務大臣就任後の発言は考え方が異なっているが、本年 10 月に法制審に諮問した見直しの方向性は白紙と考えて良いのか、法務大臣の所感を伺いたい。
- ・国際的な子の奪取に関する民事面のハーグ条約を早期に批准するために問題点を整理検討する必要があると考えるが、法務大臣の所感を伺いたい。
- ・本年 10 月、債権法の改正について法制審に諮問したが、現状で十分に安定した法運用ができていているという意見もある中で、民法の大改正に踏み切ろうとした理由について、法務大臣の所感を伺いたい。

大口 善徳君（公明）

- ・女子差別撤廃条約選択議定書と市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）第一選択議定書の批准についての具体的な目標年限を伺いたい。
- ・取調べの可視化と新たな捜査手法の導入との関係について、法務大臣はどのように考えるのか。また、新たな捜査手法の導入について中井国家公安委員長と話し合ったことがあるのか。
- ・法科大学院の修了者の 7 割から 8 割が司法試験に合格できるものとすべきであると考えているが、法務大臣の所見を伺いたい。

城内 実君（国守）

- ・新たな人権侵害救済機関の設置について、法務大臣は就任記者会見において、実現に向けて早急に取り組みたい

と述べているが、設置が必要であるとする根拠はあるのか。個々の人権侵害事案については、児童虐待防止法、ストーカー規制法等の個別法で十分に対応できているのではないか。

- ・過去に民主党から提出された法案では、差別的言動についても救済の対象としているが、表現の自由を制約することにならないか。また、人権委員会は令状なしで調査を行うことができるとされているが、令状主義に反するのではないか。憲法の観点から、法務大臣の見解を伺いたい。